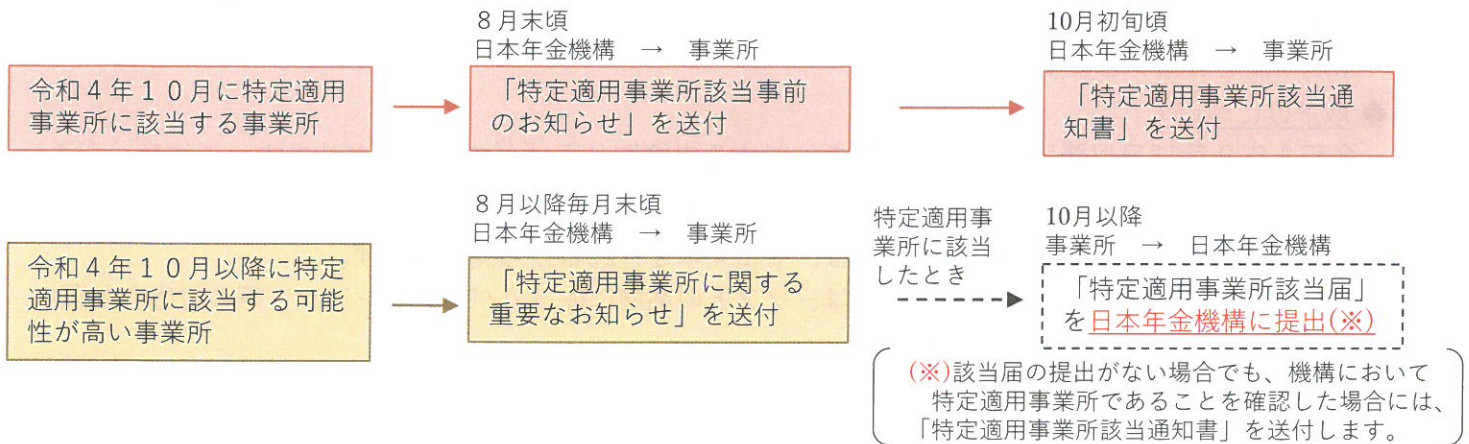


# 日本年金機構からのお知らせ

## お知らせ 適用拡大の対象事業所へのお知らせ等の送付

令和4年10月1日に短時間労働者の適用拡大にかかる法律が施行されます。具体的には、特定適用事業所の規模要件が、これまで被保険者500人超の事業所であったところ、令和4年10月以降は被保険者100人超の事業所に拡大されます。

この適用拡大の対象事業所に該当する、または該当する可能性が高い事業所に、次のとおりお知らせ等を送付します。



特定適用事業所に該当した場合で、健康保険・厚生年金保険の適用（以下「適用」という）を受ける短時間労働者（※）がいる場合には、「被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

- (※) **適用対象の短時間労働者**
- 全ての条件に該当する方
- 週の所定労働時間が20時間以上
  - 月額賃金が8.8万円以上
  - 2カ月を超える雇用の見込みがある
  - 学生ではない

適用対象の短時間労働者がいる事業所においては、対象となる短時間労働者への制度の周知とあわせて、マイナンバー（または基礎年金番号）の確認や扶養家族の有無の確認など、「被保険者資格取得届」等の提出準備を進めてください。

特定適用事業所の規模要件や適用対象となる短時間労働者の条件など詳細は、裏面のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

## お知らせ 短時間労働者の1年以上継続使用要件の廃止

令和4年10月より、短時間労働者の適用要件のうち「1年以上継続使用要件（※）」が廃止され、一般の被保険者と同様に「2カ月要件（※）」が適用要件とされます。

現在「1年以上継続使用要件」を満たさないことのみにより適用となっていない従業員のうち、「2カ月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて雇用される見込みのある」従業員は、令和4年10月に健康保険・厚生年金保険の被保険者に該当します。対象となる従業員がいる場合には、「被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

※ 「1年以上継続使用要件」「2カ月要件」については、裏面のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



## 注意事項 e-Gov電子申請の切替作業にともなう留意点

令和4年9月15日にe-Govを利用した電子申請について切替作業を行います。これにともない手続情報の変更を行いますので、変更後は以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

### ◆ 手続ブックマークについて

e-Gov上で変更対象の手続きを手続ブックマークに登録している場合は、登録している手続きからは申請書入力を利用できなくなります。手続検索から申請書入力可能な手続きを再度ブックマークいただくようお願いいたします。

### ◆ 一時保存している申請案件について

e-Gov上に変更対象の手続きを一時保存して中断した申請案件、申請データ保存を行ったZIPファイルは、手続情報変更日以降に入力を再開して申請することができません。保存中の手続きは変更前までに申請いただくか、変更後に再作成いただき申請をお願いいたします。

### ◆ 返戻再申請可の申請データの再申請について

変更後に返戻された変更前の手続きは、再申請ができません。変更後の手続きで再作成いただき新規申請をお願いいたします。

### ◆ 取下げについて

令和4年9月13日以降は、変更前手続きに対する申請取り下げができなくなります。ご注意ください。

※ 変更にともなう申請様式や入力内容の変更はありません。

※ 変更後の手続きによる申請の事務処理は、令和4年9月20日から開始します。

※ 市販の労務管理ソフトをご利用の場合は、ソフトの案内に従ってバージョンアップ等の対応をお願いします。

詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

## ご案内 令和4年10月から一部の届書様式が変更となります

### ◆ 法改正や処理方式の見直しを行うため、令和4年10月から一部の届書様式が変更となります。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| <対象届書>            | ・ 保険料口座振替納付（変更）申出書 |
| ・ 育児休業等取得者申出書／終了届 | ・ 産前産後休業取得者申出書／変更届 |
| ・ 適用事業所名称／所在地変更届  | ・ 事業所関係変更届         |
| ・ 新規適用届           | ・ 適用事業所全喪届         |
| ・ 任意適用申請書         | ・ 任意適用取消申請書        |

### ◆ 新しい届書様式の詳細は、令和4年9月中旬に日本年金機構ホームページへ掲載します。

※ 様式変更対象の届書を令和4年10月以降に提出される場合は、変更後の届書様式を使用するようお願いいたします。

## お願い 従業員に「標準報酬月額」の通知をお願いします

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」、「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により事業主の皆さまにお知らせしております。

**標準報酬月額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。**

通知書を受けた事業主の皆さまから被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

### 日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



### ツイッター 公式アカウント @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>



2022年  
8月号

職場内で提示・回覧を  
お願いします。

# 健康だより

令和4年8月下旬に

## ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

### お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。

### お知らせをお送りする方

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

ジェネリック医薬品をお使いいただくと  
あなたの窓口負担額を減らすことができます

に処方されたお薬のうち、  
以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

お薬代の軽減可能額  
5,350円～

処方分	お薬名	お薬代 (税別)	ジェネリック医薬品に 変更することで 軽減できるお薬代
薬剤	〇〇〇〇錠10 10mg	5,690	2,710～
	〇〇〇〇点眼液(0.1%)	1,850	1,130～
	〇〇〇〇テープ100mg	870	260～
医療機関	〇〇〇〇テープ40mg	2,490	820～
	〇〇テープ20mg 7cm×10cm	1,230	430～

効き目や安全性が  
先発医薬品と同等と  
厚生労働省から  
認められたお薬です

あんしん あんぜん



先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため先発医薬品よりも3～5割程度安くなる場合があります。

服用しやすいお薬へ  
製造の工夫が図られて  
いるものもあります



製剤の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。

剤形の変更 飲みやすい形状に改良。

味の改良 にごみ等を抑えた味に改良。

令和5年  
1月  
から

## 協会けんぽの申請書・届出書 新様式の使用にご協力をお願いします

令和5年1月から、より速い審査の実施と記入方法をわかりやすくすることを目的として、各申請書等の様式を変更いたします。

- 令和5年1月以降、新様式の申請書等の使用にご協力をお願いします。
- なお、令和5年1月以降、旧様式はご使用いただけませんのでご注意ください。

※新様式の申請書等は、令和4年11月以降に協会けんぽのホームページからダウンロードしていただけます。





生活習慣病予防健診を利用されない事業所様へ

# 定期健診結果のご提出にご協力ください

協会けんぽでは、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、40歳～74歳の被保険者様(お勤めされている方)の定期健診結果データの提供を事業主様をお願いしております。



健診結果の提供は「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられています

- 「高齢者の医療の確保に関する法律(第27条第2項および第3項)で、事業主様が健診結果を医療保険者(協会けんぽ)に提供することが義務付けられています。
- なお、「個人情報保護法」の「法令に基づく場合」に該当するため、**受診者本人の同意は不要**です。



保険料率の引き下げにつながります

- 協会けんぽが平成30年度より実施している「インセンティブ制度」の評価指標の1つである健診受診率に加算され、奈良支部の健康保険料率の引き下げにつながります。

▶インセンティブ制度について、詳しくは前月号(2022.7月号)をご覧くださいか、協会けんぽのホームページをご覧ください。

## 健診結果を出すことで受けられる協会けんぽからのサポート

1

**特定保健指導を実施します** 対象：40歳～74歳の被保険者(お勤めされている方)

健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、保健師または管理栄養士が面談を行い、健診結果や生活習慣に応じた改善策を一緒に考えるなど、生活習慣改善のアドバイスを行います。

生活習慣病予防健診を受けている場合も同じサポートを受けることができます!

2

**職場の健康づくりに役立つ「事業所カルテ」の提供が可能になります!**

血圧・血糖・脂質・喫煙率等の事業所ごとの健診結果データの特徴が分かる「事業所カルテ」を「職場まるごと健康宣言」にご参加いただいている事業所様へ提供いたします。

※個人情報保護の観点から、健診結果データが10名以上ある場合のみが対象です。

すべて無料でご利用いただけます



## 定期健診結果ご提出の方法

定期健診を受診している健診機関が協会けんぽと契約している健診機関かどうかを当支部ホームページでご確認いただき、下記のいずれかを当支部までお送りください



定期健診を  
契約健診機関で

【奈良県内43機関(R4.6月末時点)】

受けている

同意書をご提出ください

受けていない

健診結果の写しと  
同意確認書をご提出ください



協会けんぽ奈良支部  
(送付先住所は下記のとおり)

※ご提出後、健診結果の判定より、特定保健指導の対象の方がいらっしゃる場合は順次ご案内をお送りします。

※生活習慣病予防健診を利用された場合は定期健診結果のご提出は必要ありません。

契約健診機関一覧や同意書の様式等、詳しくは奈良支部ホームページをご覧ください

健診結果の写しには腹囲および喫煙歴、服薬状況の記載が必要です。記載がない場合は空いている箇所にご記入ください。

協会けんぽ奈良 健診結果

検索

